

質疑応答書

件名： 国府新宿 8 号線（日吉跨線橋）拡幅整備工事-

番号	質問事項	回答
1	<p>第 15 号単価表において、原板ブラストのみ計上されています。</p> <p>鋼道路橋防食便覧では、C5 塗装系は「原板ブラスト+無機ジンクリッチプライマー」が標準とされています</p> <p>本工事では「原板ブラスト」の処理のみと考えて宜しいでしょうか？</p>	<p>本工事では、C5 塗装系を含む工場塗装において、「原板ブラスト」の処理のみとして設計しておりますが、必要に応じて協議を行うことと考えております。</p>
2	<p>説明書（建設副産物関係）において、建設発生土は仮置場にて積替後、10t ダンプトラックにて処分場に搬入する旨の記載があります。</p> <p>しかしながら、第 23 号、第 30 号および第 31 号下位内訳書には 2t ダンプトラックでの運搬のみの計上となっています。</p> <p>10t ダンプトラックへの積込費および運搬費は設計変更の対象になるものと考えて宜しいでしょうか？</p>	<p>第 23 号、第 30 号、第 31 号では、コンクリート殻、AS 殻の運搬を 2t ダンプトラック及び 10t ダンプトラックで運搬することとして計上しております。</p> <p>説明書における発生残土の処分方法の記述は一般的な内容としての記載をしておりますが、本工事では建設発生土の処分は発生しないと考えており、説明書（建設副産物関係）で記載の内容は計上しておりません。</p> <p>なお、施工にあたり発生土の処分が生じる場合には、必要に応じて協議を行うことと考えております。</p>
3	<p>説明書（建設副産物関係）において、建設発生土は仮置場まで運搬する旨の記載があります。</p> <p>仮置場の位置をご教示願います。</p>	<p>上記「番号 2」の回答のとおり、建設発生土の処分は発生しないと考えているため、処分における仮置場は想定しておりません。</p>
4	<p>単価コード「TJ5110」に借地料の記載があります。</p> <p>借地箇所的位置をご教示願います</p>	<p>設計上は概ね以下の場所となります。</p> 

5	<p>現地調査の結果、第1径間および第3径間ともに上空に架空線が確認できました。</p> <p>既に関係先と、移設もしくは切り回しの協議が行われていると考えて宜しいでしょうか？</p>	<p>現在想定している施工計画では、第3径間付近の架空線が支障するものと考え、架空線の管理者に切り回しを依頼済です。</p> <p>なお架空線の支障と施工の考え方については、それぞれ図面 No95～96 の、施工計画図を参照ください。</p>
6	<p>第985号内訳書においてH1、H2、H3のスクラップが計上されています。</p> <p>しかしながら、総量集計表にはH1の重量の記載しかありません。</p> <p>H2およびH3の重量をご教示願います。</p>	<p>総量集計表に記載のスクラップ重量は鋼材費において計上される割増率のスクラップ重量です。</p> <p>その他の現場発生品のスクラップ(H1、H2、H3)につきましては、発生重量にスクラップ単価を掛け、1式にて単価計上しております。</p>
7	<p>落橋防止装置において、工場製作に係る部材の工場塗装数量(C5塗装系)は第4号下位内訳書に含まれていると考えて宜しいでしょうか？</p>	<p>第4号下位内訳書に数量計上しております。</p>
8	<p>落橋防止装置において、工場製作に係る部材の現場塗装数量(F11塗装系)は第10号下位内訳書に含まれていると考えて宜しいでしょうか？</p>	<p>第10号下位内訳書に数量計上しております。</p>
9	<p>A1橋台の補強に伴い、下部工周囲を掘削しますが、側道を通り止にする必要があると思われま。</p> <p>通行止に関し、近隣住民への周知は行われていると考えて宜しいでしょうか？</p>	<p>工事概要については、近隣住民に対して説明会を実施済ですが、通行止めなどの詳細につきましては、工事着手前に改めて周知等を行うことと考えております。</p>
10	<p>A1橋台の補強に伴い、下部工周囲を掘削しますが、第113号および第114号単価表には運搬に関する計上がありません。</p> <p>掘削土は施工箇所周囲に仮置きするものと考えて宜しいでしょうか？</p>	<p>第1径間下の敷地に仮置きすることで考えております。</p>
11	<p>塗装塗替工図(図番84)において、施工範囲として第2径間部分までハッチングされています。</p> <p>しかしながら足場工図(図番94)では吊足場の施工範囲はP2周囲までとなっています</p> <p>本工事での塗替範囲は第1および第3径間のみと考えて宜しいでしょうか？</p>	<p>塗替範囲は第1および第3径間のみです。</p>

12	<p>第2径間上の既設付属物を撤去した場合、投物防止柵下部の隙間からコンクリート殻等が線路上に落下する恐れがあります。</p> <p>説明書（仮施設関係）には昼間施工の記載がありますが、JRからの指示等により夜間施工となった場合、設計変更の対象になるものと考えて宜しいでしょうか？</p>	<p>夜間工事の必要が生じた場合には、協議を行うことと考えております。</p>
13	<p>P2 周囲の吊足場は、JR 敷地上空に設置することになります。</p> <p>当該箇所に設置することについて、JR との協議は完了しているものと考えて宜しいでしょうか？</p>	<p>JR とは事前協議を行っておりますが、工事契約後に受注者が作成した施工計画を添付して改めて JR と協議を行うこととなっております。</p>
14	<p>P2 周囲の吊足場設置、撤去時の材料は、全て桁上からの搬入と考えて宜しいでしょうか？</p> <p>（JR 変電所敷地内は通行不可と考えて宜しいでしょうか？）</p>	<p>JR 変電所敷地と日吉跨線橋の間にある JR 敷地の通路につきましては、工事实施にあたり JR と協議し許可を得る必要があります。</p>
15	<p>P2 周囲の吊足場設置、撤去時は列車監視員の配置は必要でしょうか？</p> <p>必要となった場合、設計変更の対象になるものと考えて宜しいでしょうか？</p>	<p>足場工図（図番 94）に準じた図面をもとに JR と事前協議を行っており、その際には列車監視員配置の必要性については言及されておりません。</p> <p>しかしながら工事契約後に受注者が作成した施工計画を添付して改めて JR と協議を行うことになっておりますので、列車監視員の配置が必要となった場合には、町と受注者で協議を行うことと考えております。</p>
16	<p>ガードレールの支柱撤去時、既設地覆が破損する可能性が大きいと考えられます。</p> <p>充分注意して施工しますが、破損個所の補修は設計変更の対象になるものと考えて宜しいでしょうか？</p>	<p>破損の状況にもよりますが、必要に応じて協議を行うことと考えております。</p>
17	<p>ガードレール支柱の撤去箇所には穴跡が残ると考えられます。</p> <p>新設高欄設置前に穴跡をモルタル等で充填する必要があると考えられますが、設計変更の対象になるものと考えて宜しいでしょうか？</p>	<p>必要に応じて協議を行うことと考えております。</p>
18	<p>現地調査の結果、施工箇所に隣接して民家が存在しています。</p> <p>苦情等により、防音パネル等の追加の対策を行う必要が生じた場合、設計変更の対象になるものと考えて宜しいでしょうか？</p>	<p>必要に応じて協議を行うことと考えております。</p>

商号又は名称：

※質問数が6つを超える場合は適宜表を追加してください。